

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 31 年
4 月 2 日
(火曜日)

目 次

- 告示
道路の区域の変更（道路整備課）……………
- 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正（住宅課）……………
- 公告
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正（住宅課）……………
- 公告
公共測量の実施の終了（監理課）……………
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明（住宅課）……………
- 公安委告示
技能検定員審査の実施……………
- 教習指導員審査の実施……………
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………

山口県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 栗野二見線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市豊北町大字滝部字風呂ノ本三 四一三の地先から 同市豊北町 同大字字瀬戸四三二七 の地先まで	最狭 一〇・六 三四・二	最狭 一五・二 一七・二		一、二四〇・八	

山口県告示第百三号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

表王司県営住宅の項中「〇・七六」を「〇・七五」に改め、同表綾羅木県営住宅の項中「一号楼」の下に「及び二号楼」を加え、「からE棟まで」を「及びD棟」に改め、同表栄県営住宅の項中「〇・六三」を「〇・八二」に改め、同表川中東部県営住宅の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表一の宮県営住宅の項中「〇・九三」を「〇・九二」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「から二号楼まで」を「及び一号楼」に改め、同表第二無田ヶ原県営住宅の項中「〇・九九」を「〇・九八」に改め、同表東萩県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表大道県営住宅の項中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表黒磯県営住宅の項中

A棟及びC棟からE棟まで	〇・五六	を
一号楼	〇・八六	
A棟及びC棟からE棟まで	〇・五五	

に改め、同表柳井

旭ヶ丘県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表ひばりヶ丘県営住宅の項中「〇・七二」を「〇・七一」に改める。

山口県告示第四百号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項中「一〇四」を「四八」に、「二五」を「五〇」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「一七〇」を「二二〇」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「一四六」を「一六六」に改める。



(八七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
防府市
- 三 作業の期間
平成三十年八月三十一日から平成三十一年三月十五日まで

(八八) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。

平成三十一年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
株式会社都市みらい	山崎 充	山陽小野田市大字厚狭二丁目七番地の七	山口県知事(二)第三三四二号	平成二七、四、二七



山口県公安委員会告示第八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十一年四月二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)及び技能検定員審査(準中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成三十一年五月七日(火曜日)及び同月八日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十一年四月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万三千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七七一―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類
技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年五月七日(火曜日)及び同月八日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十一年四月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円

三	教則の内容となっている事項	二千円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	千九百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
- 技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成三十一年五月九日（木曜日）及び同月十日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
- 平成三十一年四月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- 四
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
- 一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考	
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成三十一年五月十日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十一年四月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万五千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識
二百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他
（一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
（二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第九号
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。
平成三十一年四月二日
山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成三十一年五月十三日（月曜日）から同月二十二日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成三十一年四月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百四十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十一年五月二十三日(木曜日)及び同月二十四日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十一年四月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円

三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年五月十六日（木曜日）及び同月十七日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十一年四月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
備考 九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
七 審査手数料	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

審査の種類	審査の日時及び場所	提出書類	減ずる額
一 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)	(一) 日時 平成三十一年五月十七日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	四千二百五十円
二 審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。	二千五百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識		七 審査手数料 一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年四月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

- (一) 次に掲げる物品等の借入れ
- (二) 物品等の名称及び数量
- (三) 遺失物管理システム 一式
- (四) 物品等の特質等
- (五) 入札説明書及び仕様書による。
- (六) 使用期間
平成三十一年十二月一日から平成三十七年十一月三十日までの間
- (七) 使用場所
山口県警察本部警務部会計課及び情報管理課

二 入札参加資格

- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十一年四月二日から同年五月十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成三十一年五月十三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十一年五月十四日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成三十一年五月十四日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十一年四月二十二日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三三〇一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A lost and found administration system

(3) Term of use: From December 1, 2019 to November 30, 2025

(4) Place of use: Finance Division and Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

平成三十一年四月二日印刷

発行人

山口県知事

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 13, 2019 (If brought in person: 2:00 P.M. May 14, 2019)